

令和 3 年（2021 年）第 9 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 3 年（2021 年）9 月 28 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

**令和３年（2021年）第９回 枚方市教育委員会
定 例 会 議 案 書**

日程 番号	案 件 名
1	報告第６号 臨時代理事項の報告について （１）枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について （２）議会の議決事項（令和３年度補正予算額（第６号）（教育関係）について）の意思決定について
2	議案第16号 令和４年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について
3	議案第17号 枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について
4	議案第18号 枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について
5	議案第19号 枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

○開催日時 令和３年（２０２１年）９月２８日 午前１０時００分から
○開催場所 輝きプラザきらら３階 教育委員会室

報告第 6 号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 3 項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和 3 年(2021年) 9 月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第 9 号
臨時代理第10号

枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について
議会の議決事項（令和 3 年度補正予算額（第 6 号）（教育関係）
について）の意思決定について

臨時代理第 9 号

枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 3 年（2021 年） 9 月 9 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

令和 3 年 9 月 9 日 制定
枚方市教育委員会要綱第 8 号

(設置)

第 1 条 持続可能で生徒にとって望ましい中学校の学校給食のあり方（以下「中学校給食のあり方」という。）に関し、学識経験を有する者等の意見を聴取するため、枚方市中学校給食あり方懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(懇話会の構成)

第 2 条 懇話会は、懇話会委員 9 人以内で構成する。

2 懇話会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 枚方市 P T A 協議会から推薦を受けた生徒の保護者
- (3) 枚方市立小学校長会において選出された小学校長
- (4) 枚方市立中学校長会において選出された中学校長
- (5) 枚方市立小学校の栄養教諭
- (6) 枚方市立中学校の栄養教諭
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(懇話会委員の依頼)

第 3 条 懇話会委員の依頼期間は、中学校給食のあり方に関して必要な意見聴取の終了時までとする。

(懇話会委員の身分)

第 4 条 懇話会委員は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

第 5 条 懇話会は、教育長が招集し、懇話会委員の意見を聴取する。ただし、教育長が必要と認めるときは、懇話会を招集せず、懇話会委員の意見を聴取することができる。

2 教育長は、懇話会の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、懇話会に座長を置くことがある。

3 懇話会は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。

(秘密の保持)

第 6 条 懇話会委員は、懇話会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。懇話会委員でなくなったときも、また、同様とする。

(報償金の支給)

第 7 条 懇話会委員には、懇話会への出席 1 回（1 日に同一の懇話会が複数回開催された場合又は

懇話会を招集せずに意見を聴取した場合にあっては、1日)につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総合教育部おいしい給食課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 [令和3年9月9日枚方市教育委員会要綱第8号]

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 この要綱は、中学校給食のあり方に関して必要な意見聴取の終了の日限り、その効力を失う。

臨時代理第10号

議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）について）の
意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会
規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和3年（2021年）9月14日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）

令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）一覧（歳出）(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源		一般財源	
						国府支出金	地方債		その他
(款)									
9.	教育費		11, 104, 775	10, 300	11, 115, 075	5, 150	-	-	5, 150
(項)									
(1)	教育総務費		3, 432, 541	-	3, 432, 541	-	-	-	-
	1. 教育委員会費		8, 687	-	8, 687	-	-	-	-
	2. 事務局費		2, 175, 781	-	2, 175, 781	-	-	-	-
	3. 教育研究費		1, 068, 272	-	1, 068, 272	-	-	-	-
	4. 教育文化センター費		179, 801	-	179, 801	-	-	-	-
(項)									
(2)	小学校費		2, 702, 636	7, 050	2, 709, 686	3, 525	-	-	3, 525
	1. 小学校管理費		2, 159, 039	7, 050	2, 166, 089	3, 525	-	-	3, 525
	2. 小学校教育振興費		416, 640	-	416, 640	-	-	-	-
	3. 小学校保健衛生費		126, 957	-	126, 957	-	-	-	-
(項)									
(3)	中学校費		1, 554, 504	3, 250	1, 557, 754	1, 625	-	-	1, 625
	1. 中学校管理費		1, 237, 038	3, 250	1, 240, 288	1, 625	-	-	1, 625
	2. 中学校教育振興費		260, 329	-	260, 329	-	-	-	-
	3. 中学校保健衛生費		57, 137	-	57, 137	-	-	-	-
(項)									
(4)	幼稚園費		613, 466	-	613, 466	-	-	-	-
	1. 幼稚園費		613, 466	-	613, 466	-	-	-	-
(項)									
(5)	社会教育費		1, 131, 670	-	1, 131, 670	-	-	-	-
	1. 社会教育総務費		61, 350	-	61, 350	-	-	-	-
	3. 図書館費		1, 070, 320	-	1, 070, 320	-	-	-	-
(項)									
(6)	保健体育費		1, 669, 958	-	1, 669, 958	-	-	-	-
	4. 学校給食費		1, 669, 958	-	1, 669, 958	-	-	-	-
(款)									
3.	民生費		1, 027, 476	-	1, 027, 476	-	-	-	-
(項)									
(2)	児童福祉費		1, 027, 476	-	1, 027, 476	-	-	-	-
	1. 児童福祉総務費		75, 595	-	75, 595	-	-	-	-
	7. 青少年対策費		35, 275	-	35, 275	-	-	-	-
	8. 留守家庭児童対策費		916, 606	-	916, 606	-	-	-	-

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 15. 国庫補助金 5,150		
(項) (2) 国庫補助金 5,150		
5. 教育費国庫補助金 5,150	1. 教育費補助金 5,150	1. 学校保健特別対策事業費補助金 5,150

款 項 目	節	概 要 説 明
(款) 9. 教 育 費 10,300		
(項) (2) 小学校費 7,050		
1. 小学校管理費 7,050	10. 需 用 費 2,175 17. 備品購入費 4,875	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 7,050 (1) 感染拡大防止対策事業費 7,050 消 2,175 備 4,875
(項) (3) 中学校費 3,250		
1. 中学校管理費 3,250	10. 需 用 費 1,488 17. 備品購入費 1,762	1. 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,250 (1) 感染拡大防止対策事業費 3,250 消 1,488 備 1,762

議案第 16 号

令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 3 年（2021 年） 9 月 28 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

2. 目的

令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）に枚方市立小学校が参加して、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

3. 参考書類

- （1）令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について
（依頼）〔写し〕・・・別紙 1 のとおり
- （2）令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領
・・・別紙 2 のとおり

議案第17号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年(2021年)9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2市駅前サービススポットの項中「枚方市岡東町12番3－410号」を「枚方市岡東町12番3－502号」に改める。

様式第1号中「免許証（ ）」を「免許証」に、「住基カード」を「マイナンバーカード」に、「職員証」を「社員証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月15日から施行する。ただし、様式第1号の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第1号の規定により作成した用紙として使用することができる。

新（改正後）

旧（現 行）

別表第2（第3条関係）

名 称	位 置
市駅前サービススポット	枚方市岡東町 12 番 3—502 号

様式第1号（第9条関係）

貸し出し	変更・再発行(前回No.) 市外・広域	No.	
	ふりがな		
	【受付】		
出	名 前	歳	【学年】小・中 年
し	〒		市
申	住 所	健康保険証	
す	電 話	免許証	
込	自宅：	学生証	
	携帯：	マイナンバーカード	
		社員証	
		郵便物	
		その他	
	勤務先・通学先・その他（帰省先・)	【入 力】	【確 認】
	連絡先		
	しよざいち		
	所在地：	電話：	
書	しよざいち		
き	太わくの中を記入してください		枚方市立図書館

別表第2（第3条関係）

名 称	位 置
市駅前サービススポット	枚方市岡東町 12 番 3—410 号

様式第1号（第9条関係）

貸し出し	変更・再発行(前回No.) 市外・広域	No.	
	ふりがな		
	【受付】		
出	名 前	歳	【学年】小・中 年
し	〒		市
申	住 所	健康保険証	
す	電 話	免許証（ ）	
込	自宅：	学生証	
	携帯：	住基カード	
		職員証	
		郵便物	
		その他	
	勤務先・通学先・その他（帰省先・)	【入 力】	【確 認】
	連絡先		
	しよざいち		
	所在地：	電話：	
書	しよざいち		
き	太わくの中を記入してください		枚方市立図書館

議案第18号

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容
次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則（平成28年枚方市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表枚方市立高陵留守家庭児童会室の項及び枚方市立中宮北留守家庭児童会室の項を削り、同表に次のように加える。

枚方市立禁野留守家庭児童会室	50
----------------	----

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新（改正後）		旧（現 行）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	定 員	名 称	定 員
枚方市立香陽留守家庭児童会	[略]	枚方市立香陽留守家庭児童会室	[略]
		枚方市立高陵留守家庭児童会室	50
枚方市立菅原東留守家庭児童会室	[略]	枚方市立菅原東留守家庭児童会室	[略]
		枚方市立中宮北留守家庭児童会室	50
枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]	枚方市立西長尾留守家庭児童会室	[略]
枚方市立禁野留守家庭児童会室	50		

議案第19号

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第3号及び第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和3年（2021年）9月28日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部を改正する規程

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程（昭和58年枚方市教育委員会規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高陵小学校の項及び中宮北小学校の項を削り、同表に次のように加える。

禁 野 小 学 校	上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、中宮北町、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目
-----------	--

別表第2 第一中学校の項中「高陵小学校区、」及び「、中宮北小学校区」を削り、「小倉小学校区」の次に「、禁野小学校区」を加える。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
校 名	通 学 区 域	校 名	通 学 区 域
山之上小学校	[略]	山之上小学校	[略]
		高陵小学校	禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目（11番、12番、13番5号から11号まで及び14号並びに16番を除く。）、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目
菅原東小学校		菅原東小学校	[略]
		中宮北小学校	上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町2丁目（11番、12番、13番5号から11号まで及び14号並びに16番に限る。）、中宮北町
西長尾小学校	[略]	西長尾小学校	[略]

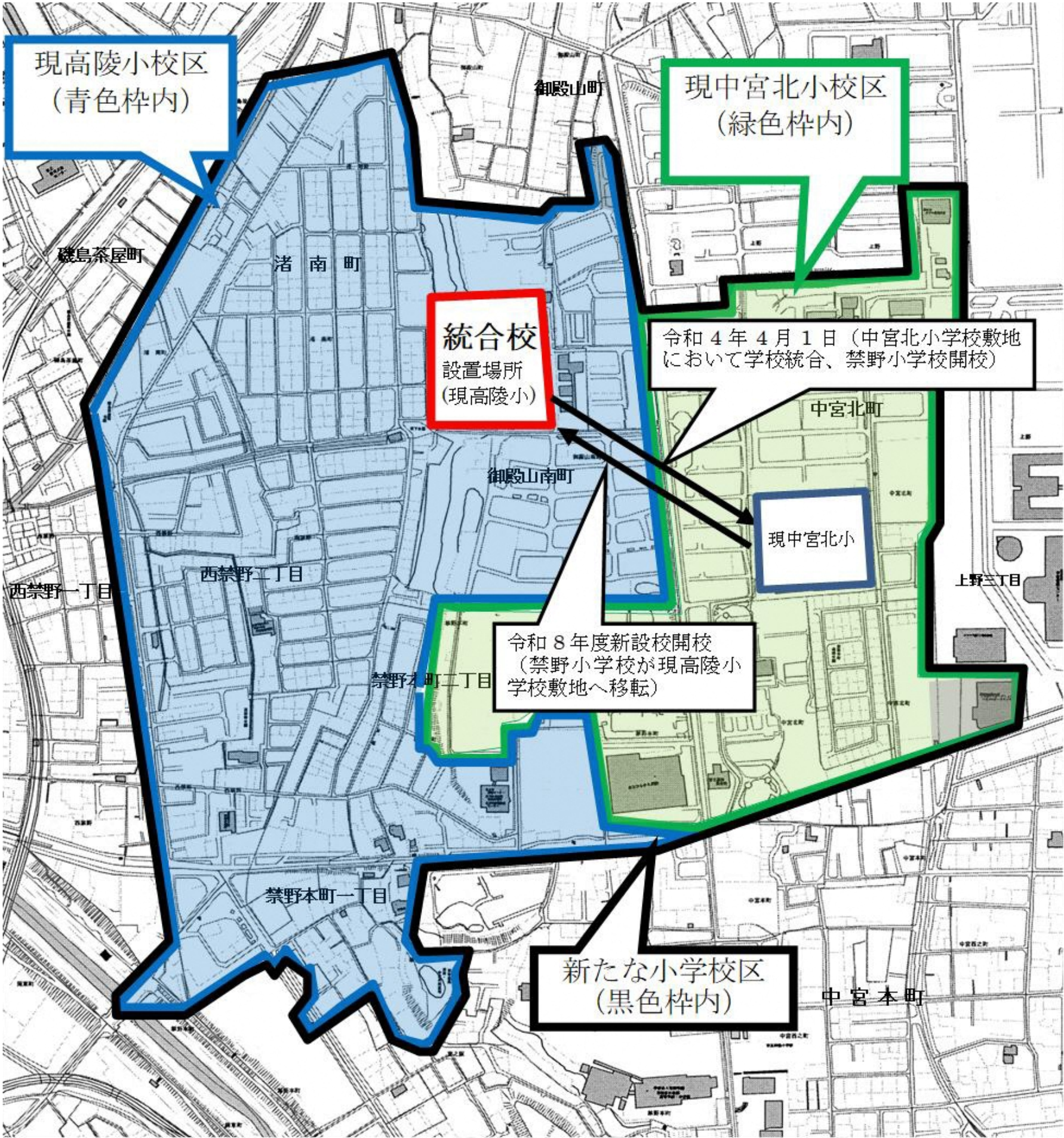
主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現 行）	
禁野小学校	上野3丁目（4番に限る。）、禁野本町1丁目（1番から6番までに限る。）、禁野本町2丁目、御殿山町（15番64棟及び65棟に限る。）、御殿山南町（1番2号を除く。）、中宮北町、渚南町（45番及び46番（10号以上に限る。）を除く。）、西禁野2丁目	別表第2（第2条関係）	
校 名	通 学 区 域	校 名	通 学 区 域
第一中学校	殿山第一小学校区、小倉小学校区、 <u>禁野小学校区</u>	第一中学校	高陵小学校区、殿山第一小学校区、 <u>中宮北小学校区</u> 、小倉小学校区
長尾西中学校	[略]	長尾西中学校	[略]

高陵小学校、中宮北小学校統合関係位置図

凡例

- 高陵小学校通学区域（現行）
- 中宮北小学校通学区域（現行）
- 規程改正により、禁野小学校に変更となる区域



写

教小中第2340号
令和3年9月13日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の
参加について（依頼）

標記の件について、別添の実施要領をふまえ、すくすくウォッチへ参加することについて
確認をいたしますので、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

- 1 提出物 【別紙様式1】「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生
すくすくウォッチ）への参加について」
- 2 提出期限 令和3年10月15日（金）
- 3 提出先 小中学校課学力向上グループ（担当：奥田）
- 4 提出方法 メール及び紙媒体一部

【連絡先】

担 当：市町村教育室小中学校課
学力向上グループ 奥田
電 話：06-6941-0351 内線 3504
f a x：06-6944-3826
E-mail：OkudaY@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和4年度 大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和4年4月18日（月）～4月26日（火）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。
- (2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

- ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）
- イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

- ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況
- イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

- ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ
- イ 各児童の状況を表すデータ
- ウ 各児童に関する個人票データ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取り組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取り組みや、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例

第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果からすくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりがすくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
 - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。
 - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (5) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特

別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(6) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(7) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(9) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

第 9 回 枚方市教育委員会定例会 会議録										
開会		令和 3 年 9 月 28 日 午前10時00分			閉会		令和 3 年 9 月 28 日 午前10時32分			
日程番号		議 案 番 号		案 件				結果		
1		報告第 6 号		臨時代理事項の報告について （１）枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について （２）議会の議決事項（令和 3 年度補正予算額（第 6 号） （教育関係）について）の意思決定について				承認		
2		議案第16号		令和 4 年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について				可決		
3		議案第17号		枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について				可決		
4		議案第18号		枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について				可決		
5		議案第19号		枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について				可決		
構 成 員	教 育 長			奈良 渉		構 成 員	教 育 委 員		橋野 陽子	
	教 育 委 員			谷元 紀之			教 育 委 員		中西 悠子	
説 明 員	教 育 監 （教育行政担当）			奥 誠二		説 明 員	新しい学校推進室課長		畑中 徹	
	教 育 監 （学校教育担当）			岩谷 誠			おいしい給食課長		小林 弘人	
	総 合 教 育 部 長			新内 昌子			中 央 図 書 館 長		中道 直岐	
	学 校 教 育 部 長			位田 真由子			教 育 支 援 室 課 長 （児童生徒支援担当）		齋藤 博	
	総 合 教 育 部 次 長			大西 佳則			教 育 支 援 室 課 長 （放課後子ども担当）		北田 浩之	
	学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 室 長			栈敷 勝			学 校 教 育 室 課 長 （教育指導担当）		嶋田 崇	
	新しい学校推進室長			山下 功		記 録	教 育 政 策 課 主 任		福 田 里 奈	
	教 育 支 援 室 長			杉浦 雅彦			傍聴の人数		1 人	
	教 育 政 策 課 長			山下 恵一						

○奈良教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

○新内総合教育部長 委員の出席状況について報告します。

本日の会議の出席者は、5名中4名です。

以上、報告を終わります。

○奈良教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第9回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、1時間ごとに5分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。

それでは、日程1、報告第6号、「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

説明を求めます。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第6号、臨時代理事項の報告につきまして、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務につきまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理いたしましたもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございますとおり、臨時代理第9号と第10号の2件でございます。

それでは、これら2件につきまして、順次、ご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

まず、臨時代理第9号「枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の制定について」、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和3年9月9日付で、教育長が臨時代理したものでございます。

要綱制定の趣旨でございますが、これまで一定の評価を受けてまいりました本市の中学校給食につきましては、実施から5年余りが経過する中、学校給食を取り巻く社会環境の変化等、現状の様々な課題への検討が必要となつてまいりました。そうしたことから、今後のあり方について、多方面から幅広く意見をいただくための会議体を新たに設置するにあたり、枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱を制定するものでございます。

次に、議案書4ページをご覧ください。

枚方市中学校給食あり方懇話会設置要綱の内容でございます。

第1条は、懇話会の設置目的でございます。

第2条で、懇話会は委員9人以内で構成すること、構成メンバーは、有識者、PTA、学校長、栄養教諭などから教育長が依頼するものと定めております。

第3条は、委員の依頼期間、第4条で、委員の身分について、第5条では、懇話会の招集

や座長に関する事などを定めております。

第6条は、委員の秘密保持について、第7条では、委員への報償金について定めております。

議案書5ページをご覧ください。

そのほか、庶務等の規定については第8条、第9条に記載のとおりでございます。

次に附則としまして、この要綱は、制定の日から施行し、必要な意見聴取の終了後に失効するものとしております。

続きまして、臨時代理第10号、「議会の議決事項（令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）について）の意思決定について」ご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

本件につきましては、「教育長に委任する事務等に関する規則」第3条第2項の規定により、令和3年9月14日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

内容でございますが、次ページをご覧ください。

令和3年度補正予算額（第6号）（教育関係）の歳出を、費目ごとに、表によりお示ししております。

表の最上段、左から3番目の列「補正額」の欄をご覧ください。

「9. 教育費」における歳出補正予算額の合計は、1,030万円の増額となっております。

内訳につきましては、「（2）小学校費」の小学校管理費が705万円の増額、「（3）中学校費」の中学校管理費が325万円の増額、となっております。

歳入の概要につきましては、8ページをご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。

「5. 教育費国庫補助金」の「1. 学校保健特別対策事業費補助金」として、総合教育部新しい学校推進室から、515万円を増額しております。

これは、新型コロナウイルス感染症対策のための備品等の購入に対する国庫補助金で、その補助率は、対象経費の2分の1となっております。

続きまして、歳出の概要につきましては、9ページをご覧ください。

表の一番右の列の概要説明の上から3行目をご覧ください。

「1. 小学校管理費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「（1）感染拡大防止対策事業費」の消耗品費、備品購入費として、総合教育部新しい学校推進室から、合計705万円を計上しております。

これは、市立小学校において、令和3年8月下旬から開始している「ハイブリッド型授業」のための環境整備や、今後のオンライン授業のニーズに対し十分に対応していくため、先ほどご説明いたしました「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、必要な機材を購入するための経費でございます。

次に、2行下をご覧ください。

「1. 中学校管理費」、「1. 新型コロナウイルス感染症対策経費」、「（1）感染拡大防止対策事業費」の消耗品費、備品購入費として、総合教育部新しい学校推進室から、325万円を計上しております。

これは、小学校費と同様に、市立中学校において「ハイブリッド型授業」のための環境整

備などを目的に、同じく「学校保健特別対策事業費補助金」を活用し、必要な機材を購入するための経費でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、報告第6号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○谷元委員 補正予算額について、一点、質問させていただきます。

ハイブリッド型授業に必要な機材の購入を行うとのことでしたが、具体的にどのような機材を購入されるのでしょうか。

○畑中新しい学校推進室課長 ハイブリッド型授業は、オンライン授業と対面授業の両方兼ね備えた授業となります。

大型モニターを映すためのカメラの三脚や、タブレットのマイクでは収音しにくいので、スピーカーなど、オンライン授業に必要な機材を購入するものでございます。

○奈良教育長 ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第6号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続いて、日程2、議案第16号、「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 続きまして、議案第16号「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）について」につきまして、ご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次ページをご覧ください。

「1. 内容」としまして、令和3年度に始まりました「大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）」について、別紙2として添付しております、「令和4年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領」に基づいて、令和4年度の本調査に参加するものでございます。

次に、「2. 目的」でございますが、枚方市立小学校が参加して、子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることをあげております。

「3. 参考書類」として、別紙にて2点、添付しておりますので、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決くださいますようお願いいたします。

○奈良教育長 これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○橋野委員 令和３年度と令和４年度の実施で、何か変更することはありますか。

○嶋田学校教育室課長 目的、対象、調査内容につきましては、今年度と変更はありません。

令和４年度は、全国学力・学習状況調査が４月の実施に戻ることから、大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）につきましても、実施時期が４月末の１週間に変更されます。

○谷元委員 令和３年度の大阪府新学力テストでは、教科横断型の問題が出題されました。

例えば、今回のテストを見ますと、食品ロスについて考える問題や、ブドウの自由研究、熱中症に気を付けてもらうためのポスター作りの問題など、教科横断型の問題は、子どもたちがじっくり文章を読み、絵や図、表やグラフなどの情報を活用しながら、問いに対して判断の根拠や理由を明確にし、自分の考えを書くという大変興味深い問題であったと思います。

枚方市教育委員会は、令和３年度大阪府新学力テストの教科横断型の問題について、分析された内容と枚方市としてどのようなことが課題であると考えておられるのか教えてください。

また、令和４年度の大阪府新学力テストに向けた対応について、どのように取り組むお考えなのか、お聞きします。

○嶋田学校教育室課長 大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）における教科横断型の問題（わくわく問題）につきましては、５年生、６年生ともに大阪府の平均正答率を上回っております。

わくわく問題で求められる力につきましては、１つの教科の知識・技能を問うのではなく、教科横断的で「実生活にいかせる力」であり、児童に本市が「つけたい力」をつけるために取り組んできた授業改善の成果が、一定、あらわれてきているものと考えます。

各問題の分析においては、「図や表、グラフ、短い文章、会話文等の内容を関連付けて、順序良く、論理的に考える力」といった思考力・判断力・表現力に課題が見られています。

本調査の活用につきましては、各学校に市教育委員会事務局作成の「指導のポイント」を配付し、各教科およびわくわく問題における「もっとも課題であった力」に正対した取組みを今後の授業で取り組んでまいります。

指導を行った結果をみとるために、教育委員会事務局作成の「活用問題」を、２学期の学期末テスト、もしくは３学期の学年末テストにて活用し、その結果に基づいて更なる授業改善に活かしていくこととしています。

○中西委員 先ほど課題についてお聞きしましたが、逆に良くできていたのはどのような問題ですか。

○嶋田学校教育室課長 ５年生も６年生も、文章を読み取る力や自分の考えを述べる力をみとる問題につきましては、正答率が高くなっています。

○谷元委員 １点、意見を述べたいと思います。

令和３年度の大阪府新学力テストでは、教科横断的な問題が、５年生、６年生ともに大阪府の平均正答率を上回り、授業改善の効果も、一定、あらわれてきているようです。

現在、２学期末、もしくは３学期末に実施する活用問題を作成しているとのこと、また、

枚方市教育委員会作成の指導のポイントを各学校に配付し、来年度の大阪府新学力テストに対応していくということで、ご苦勞をおかけします。

小学校で行われているテストの多くは、單元ごとに実施されており、單元内容の知識や理解を確かめたり、定着できているかどうかを把握したりする問題が多く、これももちろん、大切なことではありますが、読解力や思考力、判断力、表現力を問う問題は少ないのが実状ではないかと思います。

子どもたちの読解力や情報活用能力を育て、論理的思考力や表現力を養い、一人一人の実態にあわせた指導を行うためには、單元ごとのテストだけでなく、枚方市が新たに作成を進めている学期末テストや学年末テストを各学校が実施し、児童一人一人の実態を把握し、課題に正対した取り組みを進めることが大切であると考えます。

令和3年度大阪府新学力テストで課題が見られた学校への適切な指導・助言を行っていたき、引き続き、授業改善を行っていただきますようよろしくお願いします。

○奈良教育長 ほかに、質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程3、議案第17号、「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

○新内総合教育部長 それでは、議案第17号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」、ご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、市駅前サービススポット移転に伴い、所在地の改正をするものでございます。

また、あわせて貸出申込書の様式を整理しております。

改正内容につきましては、議案書14ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第2の「市駅前サービススポットの位置」について、「枚方市岡東町12番3-410号」から、「枚方市岡東町12番3-502号」に変更するものでございます。

また、様式第1号の「住基カード」を削除し、「マイナンバーカード」を追加、「職員証」を「社員証」に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書13ページの「枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」にお戻り願います。

附則でございますが、本規則は、令和３年10月15日から施行するものでございます。

ただし、様式第１号の規定は、公布の日から施行するものでございます。

また、改正前の様式１号により作成した用紙は、当分の間、改正後に作成した用紙として使用することができるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第17号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程４、議案第18号、「枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第18号「枚方市立留守家庭児童会室条例施行規則の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお開きください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第２条第１項第12号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

今回の規則改正は、令和４年４月に枚方市立高陵小学校と枚方市立中宮北小学校を統合し、新たに枚方市立禁野小学校を設置することに伴い、枚方市立留守家庭児童会室の名称及び定員に関して、別表の変更を行うものでございます。

内容につきましては、議案書17ページの新旧対照表をご覧ください。

別表におきまして、「枚方市立高陵留守家庭児童会室」と「枚方市立中宮北留守家庭児童会室」の項を削除し、最下段に「枚方市立禁野留守家庭児童会室」を追加し、専用室の定員を「50」と定めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書16ページにお戻りください。

附則でございますが、この規則の施行日を、令和４年４月１日と定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第18号の提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、日程5、議案第19号、「枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。

○新内総合教育部長 ただいま上程いただきました、議案第19号、「枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

この件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第3号及び第12号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

今回の規程改正は、枚方市立高陵小学校と枚方市立中宮北小学校の統合に伴い通学区域の変更を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましては、議案書20ページの新旧対照表によりご説明いたします。

別表第1の「高陵小学校」と「中宮北小学校」の項を削除し、議案書21ページになりますが、新たに「禁野小学校」の項を追加し、別表第2の「第一中学校」の項中「高陵小学校区、」及び「中宮北小学校区」を削り、「小倉小学校区」の次に「禁野小学校区」を加えるものでございます。

具体的な変更内容につきまして、地図に沿ってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の22ページをご覧ください。

地図の左側、青色で示しておりますのが、現在の高陵小学校の通学区域で、その右側に緑色で示しておりますのが中宮北小学校の通学区域でございます。

統合によりまして、この二つをあわせた地域が新しい禁野小学校の通学区域となります。

中学校の通学区域に関しましては、引き続き、第一中学校が通学区域となります。

恐れ入りますが、議案書の19ページにお戻りください。

附則でございますが、この規程は、令和4年4月1日より施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長 これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奈良教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和３年第９回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

奈 良 渉

中 西 悠 子
